

令和3年度事業計画

公益財団法人国際人材育成機構

令和3年度事業計画

はじめに

公益財団法人国際人材育成機構（以下「当機構」という。）は、平成3年12月の設立以来、人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展に寄与すること、また、開発途上国の経済発展に寄与することを理念に掲げ、東南アジア等からの青年を受入れる外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業の3事業を柱に実施し各派遣国から評価されてきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、我が国及び派遣国の出入国制限等により、前年度から厳しい制約の下での事業実施となっており、本年度においても引き続き出入国管理施策及び感染防止対策を遵守して事業を実施する。

併せて、我が国の外国人材活用施策に協力して、特定技能外国人受入事業を実施する。

なお、本年度は中期事業計画の初年度に当たることから基本理念に則り、費用構造改革、人事制度改革、基幹業務システムの再構築等を進め、コロナ禍における厳しい事業環境の中、効率的かつコンプライアンスを重視して中長期の目標を見据えながら事業を実施する。

記

1 実習生受入事業及び職業紹介事業

開発途上国の若者の人材育成等のため、インドネシアをはじめとする各派遣国と連携して実習生受入事業を実施する。本年度の技能実習生（以下「実習生」という。）の年間受入数は入国制限措置等による隔離施設、トレーニングセンターの利用方法等を勘案して、受入可能限度に応じて実習生を受け入れる。

（1） 実習生受入に係る各種申請手続き等の支援

実習生として安全に入国し、適切に技能実習を行うためにPCR検査等を含む健康状態の把握、必要な外国人技能実習機構への申請手続き、出入国在留管理庁への在留関係諸申請、駐日大使館への在留届等の手続支援を行う。

なお、帰国困難となった実習修了生等に対して、必要な帰国支援を行う。

(2) 実習生に対する講習の実施

ア 入国前講習

派遣国が実施する入国前講習について、現地駐在員事務所と各派遣国労働省等との連携の強化、現地日本語教師の教授能力の改善の支援を行う。

また、建設関連職種（鉄筋、型枠、とび）の特別講習により職種のミスマッチの防止を図る。

イ 入国後講習

入国直後の実習生を対象に、当機構のトレーニングセンターと新たに確保する隔離施設を活用して、コミュニケーション能力向上のための日本語、生活一般の知識、入管法・労働関係法令等の実習生の法的保護に必要な情報、安全衛生教育等について対面講習とオンライン講習を併用しつつ、感染防止対策を講じて1月間の講習を行う。

なお、新規入国の実習生及び在留中の実習生を対象に、受入企業の要請に応じて技能講習の受講を支援する。

(3) 受入企業懇談会及び技能実習・生活指導員懇談会

受入企業について、技能実習制度に加え、新たに特定技能制度が導入されたことから、両制度の相違点等の正しい理解を通して、外国人を雇用する企業の法令遵守、技能実習制度の活用及び適正実施を徹底するための懇談会（意見交換会）の開催を、新型コロナウイルスの国内感染状況を踏まえて検討する。

(4) 講演会の開催

一般の企業等を対象とした技能実習制度普及促進等のための無償の講演会（セミナー）を開催する。

(5) 適正な技能実習環境の整備

ア 受入企業に対する訪問指導

(ア) 「技能実習1号」の期間中のみならず「技能実習2号」及び「技能実習3号」の期間中も月1回以上の訪問指導を実施し、受入企業に対し適正な技能実習の実施と労働関係法令の遵守を指導する。また、建設・造船就労者受入事業、特定技能外国人受入事業を併せて実施する受入企業に対しても同様に的確な対

応を行う。

(イ) 実習生の失踪の防止については、我が国の社会と産業の健全な発展を妨げる重大な問題であることから、駐日大使館等との連携を強化しつつ実習生に対する指導・啓発を実施する。

(ウ) 受入企業に対し、「優良な実習実施者」となれるよう技能実習2号での技能検定3級、技能実習3号での技能検定2級の受検申請手続と合格を支援する。

イ 監査の実施

認定計画に則した技能実習の適正な実施及び実習生の保護に関する事項について、受入企業に対し3月につき1回以上の監査を実施する。備付用バインダーを活用した備付帳簿の管理徹底を指導する。また、実習認定の取り消し事由に該当する疑いがある受入企業に対しては臨時監査を実施する。

なお、各支局が受入企業に対して監査等の業務を適正に実施しているかの確認を指定外部役員が3月につき1回行う。

ウ 受入企業総点検月間

受入企業総点検月間の実施については、全国安全週間を目途に受入企業に自主点検票を配布し、法令遵守状況の確認と必要な改善を指導する。

(6) 実習生への福利厚生

ア 実習生休日の集い

年1回、各地区別に実習生が一堂に集い、交流を深めるとともに、日本の文化に親しむこと、また、安全衛生大会の同時開催により、労災防止、防災の備え、交通事故防止などを教育し、実習生の福利の増進を図るために実習生休日の集いを開催する。

イ 作文コンクール・ポスターコンクール

実習生の日本語能力の向上を図ること等を目的に、「アイム・ジャパン作文コンクール」を実施する。多数の応募を奨励するため、各支局で行う日本語講座等を通じて作文指導を行う。

また、年2回の日本語能力検定試験の案内を実習生に通知し、受験奨励を行う。

ポスターコンクールについては、労働災害の防止を意識づける標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施する。

ウ 実習生向け情報誌「みんなのひろば」の発行等

実習生の日本語能力の向上、地域社会との交流、健康や生活に必要な知識を学ぶため、実習生向けの情報誌「みんなのひろば」を発行するほか、周知事項をホームページ上に掲載する。

エ 実習生のメンタルヘルスケア

実習生の相談に迅速に助言指導するため、各派遣国出身者をカウンセラーとして委嘱し、母国語による電話相談を実施する。また、本部に設置しているフリーダイヤル電話により、本部職員により母国語による相談に応じる。

(7) 帰国実習生に対する就職支援

帰国実習生の就職促進については、派遣国労働省主催の集団就職面接会、オンライン面接会の支援、帰国後の就労状況の定期的な調査を行う。また、帰国実習生の起業による雇用機会の創出のため、各派遣国で帰国実習生の組織化等の支援を行う。

なお、帰国後の起業及び就職活動等に資するため、技能実習3号期間中に通信教育「チームリーダー育成講座」の受講を勧奨する。

(8) 広報誌の発行

当機構の事業と技能実習制度を広く周知し、技能実習制度の普及と理解促進のため、広報誌「アイム・ジャパンニュース」を発行するとともに、ホームページに情報を掲載し、受入企業、関係団体に配付等し周知する。

また、派遣国の風習の理解を進め、実習生の日本での生活を支援するため、受入企業等に派遣国の休日・行事を記載したカレンダーを作成し配布する。

(9) 実習生受入事業に係る職業紹介事業の実施

実習生候補者と受入企業との間の技能実習職業紹介を実習生候補者が賃金、仕事内容等を理解して雇用のミスマッチを生じさせないよう適正に実施する。

また、受入企業と実習生候補者とのオンライン面接の機会を設ける。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 調査・研究及び資料の提供

派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を調査収集し、海外投資情報を広報誌「アイム・ジャパンニュース」及びホームページ上に掲載し、会員企業、関係機関、関係

団体に配布等する。

(2) 海外進出に関する相談・情報提供

会員企業等からの派遣国への海外進出の相談等については、最新の派遣国の経済・労働環境の情報提供、派遣国関係政府機関の紹介を行う。

(3) 講演会等の開催

会員企業、海外進出を検討している企業等を対象とする講演会（セミナー）を、派遣国の在日大使館、労働省等から講師を招いて開催する。

(4) 現地訪問団の派遣

現地訪問団の派遣については、新型コロナウイルスの感染状況及びビジネストラックにおける制限等を勘案して実施を検討する。

3 開発途上国との青少年親善交流事業

国際的相互理解の促進を図ることを目的に日本と開発途上国の青少年の相互交流を行う人材交流事業は、我が国と派遣国の新型コロナウイルスの感染状況及び出入国制限緩和措置の状況を踏まえて、派遣国からの高校生の日本への招聘の実施を検討する。

4 建設・造船就労者受入事業及び無料職業紹介事業

我が国の建設需要に的確に対応するため、令和5年3月末までの時限措置として実施している建設・造船就労者受入事業については、新規の入国は終了していることから、本年度は適正な在留管理の実施と受入企業の指導を行う。

5 特定技能外国人受入事業及び無料職業紹介事業

令和2年度に新設された特定技能の在留資格に係る制度の実施については、我が国の外国人材活用施策に協力し、また、受入企業のニーズに応じるため、当機構が改正入管法に規定する「登録支援機関」として技能実習2号又は3号を修了した実習生等に対して、母国語によるガイダンスその他必要な支援及び無料職業紹介を行うことにより、特定技能外国人及び受入企業の就労支援及び指導を行う。